返済不要の給付金

オモテ ⑤

「島根県奨学のための給付金（通常申請）」の申請案内

奨学のための給付金制度は、授業料以外の教育費負担を軽減するための**返済不要**の給付金です。
受給を希望される方は、下記に従って、申請書類を提出してください。

給付の対象となる世帯（Ｒ７．７）

奨学のための給付金を受給するためには、令和７年７月１日現在、以下の要件を全て満たしている必要があります。

１　平成26年以降に国公立高等学校等に入学した生徒の保護者等であること
２　生徒が高等学校等就学支援金・学び直し支援金・専攻科修学支援金の受給資格を有していること
３　保護者等が島根県内に住所を有すること〈※〉
４　**生活保護受給世帯、または保護者全員の令和７年度の県民税・市町村民税の所得割額の合計が０円（非課税）**であること
５　生徒が児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象でないこと

〈※〉ただし、保護者の中に海外に在住（課税状況を確認できない）者がいる場合は対象外となります。

給付額（年額）※審査結果及び給付は12月以降を予定

32,300円～143,700円（生徒一人当たり）

※今年度新入生で前倒し給付が認定された方は、前倒し給付の額を引いた金額の給付となります。
※給付額は申請者の状況により変わります。

提出書類

（Ａ）生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

☐　書類⑦奨学のための給付金　受給申請書（通帳等の写しの貼付が必要）
☐　生活保護受給証明書【※令和７年７月１日以降の証明日】
※　提出期限の関係上、７月１日以降の証明日での取得が難しい場合は、受給証明書のみ後から追加でご提出ください。

（Ｂ）生活保護受給世帯ではない場合

☐　書類⑦奨学のための給付金　受給申請書（通帳等の写しの貼付が必要）
☐　保護者全員の課税額を確認するための書類（※詳細は裏面）

その他

・　**新入生の前倒し給付を申請されている方についても、申請を希望する場合は書類の提出が必要です。**
・　家計急変による申請については「書類⑥島根県奨学のための給付金（家計急変）」の案内をご確認ください。

島根県教育庁　学校企画課
※申請書類の確認のために下記の番号からお電話をすることがあります。
TEL 0852-22-5915/5918/5935（受付時間：平日9:00～17:00）
島根県ホームページ：https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/syougaku.html
（右の二次元バーコードからもアクセスできます。）

裏面もご確認ください→

保護者全員の課税額を確認するための書類について

ウラ

以下のア）～エ）のいずれかの方法で必ずご提出ください。

ア）令和７年度 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）（コピー可）
→会社等に雇用されている方は今年の６月頃に会社等を通じて配布されています。

イ）令和７年度 納税通知書（コピー可）
→自営業者等、給与所得者以外の方は今年の６月頃に市町村から送付されています。

ウ）令和７年度 課税証明書（コピー可）
→令和７年１月１日現在に住所地のあった市町村役場で取得できます。
また、マイナンバーカード利用によりコンビニで取得できる市町村もあります。

㊟コピーで提出される場合は、氏名・年度・所得割額の全てが確認できる状態でコピーしてください。

㊟源泉徴収票・所得証明書は利用できません。

エ）書類⑨奨学のための給付金個人番号カード（写）等貼付台紙
㊟通知カードは不可。

☆課税証明書類での所得要件の確認方法

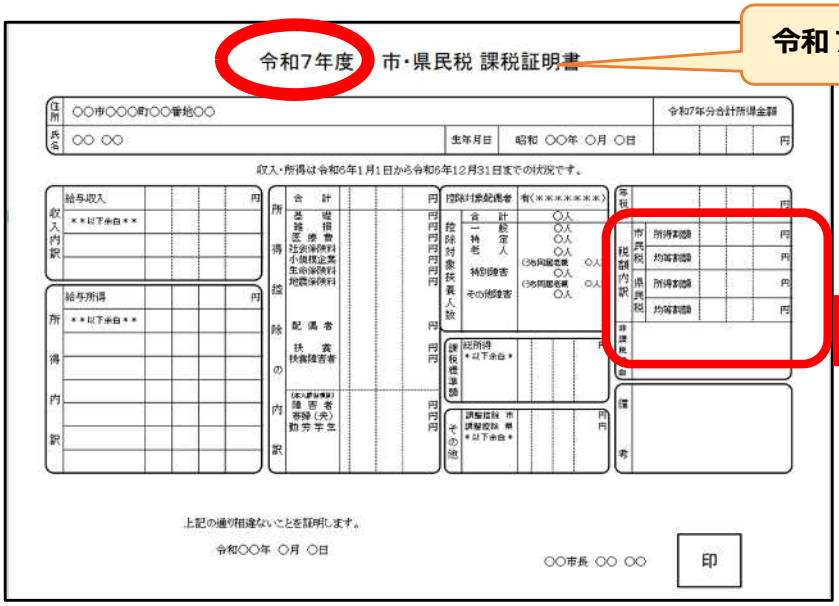

課税証明書の場合
（※市町村により様式は異なります）

市民税	所得割額	0円
	均等割額	
県民税	所得割額	0円
	均等割額	

保護者全員の令和７年度の**市町村民税と県民税の所得割額**が**両方０円（非課税）**であることが認定要件です

※均等割額は０円でなくても構いません
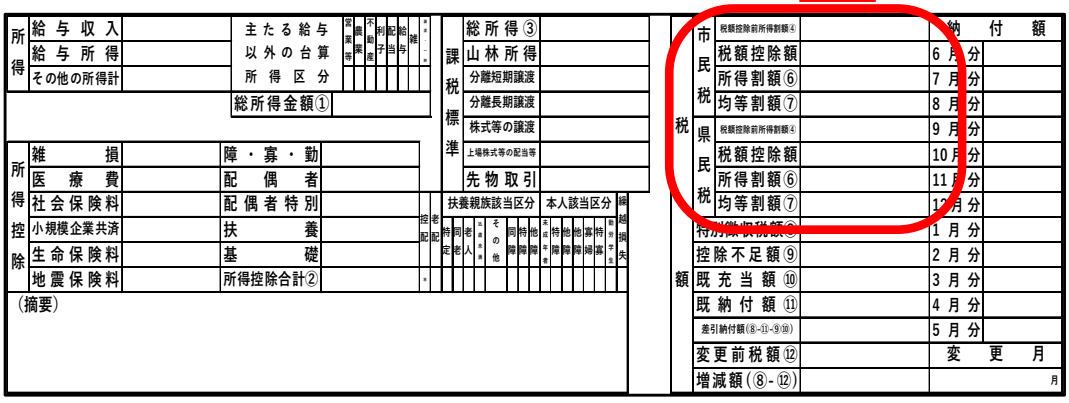
特別徴収税額の
決定通知書の場合
（※市町村により様式は異なります）